

藤枝市土砂災害警戒区域内住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、土砂災害から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害警戒住宅を除却し、新たな住宅（一戸建、長屋及び店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）をいう。以下同じ。）に転居する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「土砂災害警戒住宅」とは、次に掲げるもののいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき静岡県知事が静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第3条の規定により指定した災害危険区域、法第40条の規定に基づき県条例第10条の規定により建築を制限している区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（同法第4条第1項の規定による基礎調査を完了し、当該区域に指定される見込みのある区域を含む。）に存する既存不適格住宅
- (2) 土砂災害防止法第7条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害警戒区域に当該指定前から存する住宅
- (3) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第180号）の適用を受けた区域に存する住宅（大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、市が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）
- (4) 前3号に掲げる住宅に準じるものとして市長が特に指定した住宅

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土砂災害警戒住宅を所有し、現に居住する者であること。
- (2) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特に認めたものを除く。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が土砂災害警戒住宅を除却し、第2条第1号、第2号及び第3号に規定する区域の外（同条第4号に規定する土砂災害警戒住宅にあっては、市長が認めた住宅）に転居するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものであって、市長が必要と認めたものとする。

(1) 土砂災害警戒住宅の除却費用

(2) 転居先となる住宅の建設・購入費用（住宅建設に必要な土地の取得費用を含む。）及び改修費用

(3) 引越し費用

2 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号の1様式）及び事業計画書（第1号の2様式、第1号の3様式）に別に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

(交付の条件)

第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければ

ばならないこと。

- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(変更承認)

第 9 条 申請者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、変更承認申請書（第 3 号様式）及び変更事業計画書（第 1 号の 2 様式、第 1 号の 3 様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更の承認通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、廃止（中止）届（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第 6 号様式）及び事業実績書（第 1 号の 2 様式、第 1 号の 3 様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 12 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第 7 号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 申請者は、前条の通知を受領した日から起算して 10 日を経過した日までに請求書（第 8 号様式）を提出しなければならない。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和 3 年 10 月 1 日藤枝市告示第 263 号）

この告示は、公示の日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 31 日藤枝市告示第 69 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象経費	補助率（額）
(1) 土砂災害警戒 住宅の除却費用	23%と30万円とを比較していずれか少ない額以内
(2) 転居先となる 住宅の建設・購入 費用（住宅建設に 必要な土地の取 得費用を含む。） 及び改修費用	次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。 (1) 同一地域移転（教育委員会が定める藤枝市立 中学校の学区のうち、同一の学区内での転居をい う。） 1/2と70万円とを比較して、いずれ か少ない額以内 (2) 前号以外 1/2と50万円とを比較して、 いずれか少ない額以内
(3) 引越し費用	1/2と5万円とを比較していずれか少ない額以内